

書評

竹中勝男教授

「社會福祉研究」

附——社會福祉の現實的限界について——

小倉 襄 二

社會福祉研究

社會政策の方策と社會事業の方策が、現實におれ／＼の生活の周邊に多様な展開をもつて推進されている。それら施策の展開してきている場合は、敗戦以來その機構的な矛盾をますますあらわにしてきた日本資本主義社會の再編成過程である。しかし、少くとも施策の意圖するところは、新憲法の條文がらなり「社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進」であり、健康にして文化的な人民の基本的人權、特に生存權の保障を目的として、夫々の具體面を設定している。一つの理念——要請として目的設定が明確にされていても、各種の社會政策立法、社會事業法制の多岐にもみられるように、現實に整合された方向をもつべき社會政策の方策と社會事業の方策の領野を、その社會的、經濟的基盤より統合的に整理して理解する事は、ひじょうに困難な課題なのである。その理由としては、種々あげられる對象面——社會經濟上の客觀的條件のつよい制約であり、その反映として、この問題の相關々係を分析しようとして試みる社會科學的研究の貧困であつた。

しかしながら、現實に堆積——露呈している社會政策の方策と社會事業の方策の對象構造を、些かでも分析すれば、この二つの領域がともに分離できない構造的連關を密接にしており、どおしても、その統合的な科學的認識の必要を痛感するのである。例えば、みじかに、最近、すみやかな具體化を要望されて

いる社會保障制度についても、その社會保障制度研究試案要綱（社會保障制度審議會、一九五〇・六月十二日試案）の構想は、明らかに、社會事業の社會扶助と社會政策的施策としての社會保險との制度的綜合を中核としている。この審議會案に検討を加えて成案を作り、その政府への勸告に沿つて、こうした綜合的施策を必要とする情況に陥没した人民の福祉實現が獲得、運営されると考えられる。このように、當面の課題となつた社會保障制度の具體化は、これら施策における統合的理解の要を更に切迫したものとされている。

教授は、本書において、われわれが必須とする統合的認識への努力を拓く説明原理を組織的な構成と廣汎な資料によつて提示されている。即ち、序(序)において述べられたように、社會事業を中心として、これに接續する社會政策及び社會保障制度が、扶助、保護、保險、保障のようなそれぞれの方法によつて實現しようとする諸具體的目的に共通なる一つの上位の目的概念を「社會福祉」として、それら接續領域を統整し、更に「社會福祉」をば、いろいろの具體面における現實過程の究極目標であり、また、實踐的な原理として把握されている。未開拓であつた社會福祉に係わる制度、組織の歴史的具體的特質の究明とその根基に對する機構上の實證的分析、更に、今日の社會福祉事業の理論確立をとげ、その實踐原理と體系樹立への指摘ならびに方向づけが集約されて「社會福祉」に關する政策原理を今后に確立するための基礎研究(序)が展開されてい

る。

従來この領域の文獻、研究書は、他の社會科學の領域にくらべて稀少であり、理論構成の獨斷と貧困が支配していた。研究者や現業従業者は、この問題にとりくむ視點と對象分析の方法について恒に混亂を感じている。本書によつて「社會福祉」という新しい建設的な説明原理の理論的、實踐的領野における明晰なる設定を得たことは、教授の著作の果す指導的効果として画期的なものがあると考えられる。

## II

本書の構成と内容を概略する。十章より第一・第二章(序—序)に於て、社會福祉に對する理論的根據が説明され、第三・第四章(序—序)には、社會福祉の歴史的發展と制度各種事業の成立が扱われている。第五・第六・第七章において、(序—序)それぞれ、社會事業、社會政策、社會保障に於ける社會福祉理論が、第一、第二章の理論的發展の成果として提示され、第八・第九・第十の各章(序—序)にわたつて、教授の社會福祉理論の各論的部門をなし、主として日本の現實分析をとほして、生活保護、兒童福祉、醫療保健の分野が論述されている。

(1) 教授は、論述の冒頭にコントの「眞に本質的で恒常的なものは、その理論關係が明瞭に示されるか、又は、少くとも問題の解決に向つてそれが正しく發足されて居ない限り、その實

踐領野に於ては何らの効果をも期待することが出来ない」といふ言葉をひいて、社會福祉理論の研究動機と目的を表明し、本書全體をつらぬく論理の組成を、この言葉によつて約言して述べられている。これは、教授が、一般的な「社會福祉」の理論規定をされるのみにみられるように、社會福祉の明瞭な理論關係の解明こそが、社會福祉の實踐領野に於ける効果をもつとも豊かにするといふ本意を通じての意圖にも示されている。つまり、「社會福祉」を單に社會保障や公衆衛生と同列に置く狹義の範圍にとどめないで、社會政策、社會事業、保健衛生政策、社會保障等の根柢に共通する政策目標として、それぞれの形式と内容による社會機能の遂行過程におけるきわめて實踐原理的な共通の目的概念乃至は上位概念として理解されている (P6)

そこに「社會福祉」が社會的、歴史的な救助——福祉實現を可能ならしめる社會の能力 (Aufnahmefähigkeit) のような物的可能性の存在による限界づけをもつロジック的存在でありながら、一方 Aufnahmefähigkeit に導かれる社會理念的な (Güter-) Kseligkeit を希うハトメ的契機をも含んでいることになる。こゝりして、社會福祉が問題となるためには、福祉侵害の現實における露呈が、社會の意識に問題として認識され、それを解決せんとする一定の社會的反應——態度によつて形成されるのである。

(2) 教授は、社會福祉の構造的實態が單純な社會現實態ではなく、その關係する領域が多岐にわたり、その構造が、社會學

的なる「社會」(地域やその他による共同社會)と經濟的「階級」とによつて合成されている (P30) ことを認識し(特に、マルクス主義の經濟一元論的なゆきかたに對する前者の「社會的なるもの」の重視がなされている)、それに對應する政策目的實現のための實踐理論である政策論を、それぞれの複合的な對象の性質に應じて、特質を有する數個の實踐體系に於て社會福祉の構造究明と目的實現の手段を論究されている。そして社會福祉の向上増進は、決して抽象的な Idee の價值選擇ではなくて、具體的、内容的な特定の價值實現のために現實の社會的經濟的事象に關係づけて認識されるところに Wissenschaft を追究する政策學的研究の社會科學性が存在する。

福祉侵害の基本的形態として窮乏 (Want or poverty) が近代資本主義社會の成立——進展と共に巨大な問題として發見され、社會福祉が、生産と消費を連結する經濟機構、社會組織の構成の中に客觀化して考えられるようになり、特に經濟的福祉が中樞的な位置をしめてくる。

社會福祉の經濟福祉 (economic welfare) に關して A. C. Pigou の福祉の經濟學を、てがかりとして、福祉指標 (Wohlfahrtsindex) の構造を國民所得分配の態様によつて紹介された教授は、次に「社會福祉と社會理論」(P30)に於て、十七世紀の自然法的思想家、十八世紀啓蒙思想、イギリス經驗主義派のブルジョア自由主義思想の系譜の中に、個人主義的な社會理論を考察し、その歴史的な社會福祉に果たした役割を位置づけ、

社會的原子論に於ける理論的誤謬と共に、更に社會的經濟的現實に於ける矛盾によつてその脆弱性が暴露された(Platt)として、次によりやく個人をこえる暗き實體として近代人の前に自己を顯わしてきた「社會的存在」に基礎づけられた社會本位の福祉觀の分析に移られるわけである。

(3) 社會的福祉の基礎條件は、社會の物的生産關係であり、福祉の問題の所在は、生産社會に直接の生活根柢を有する經濟階級の存在よりして基底的に生産關係に於ける矛盾、不調整によつて規定されてくる。社會福祉理論は、階級事實の冷靜な把握と歴史性に貫かれた問題認識によつて集約され、現實的基盤によつて規定されつゝ既在の社會關係に對して對立原理を導入することになるのである。その尖鋭化した祖點としては、教授の「社會主義理論に於ける社會福祉」(Pitt)であつて、資本主義社會にあつての生産直接擔當者たるプロレタリアートの生活維持と勞働力の再生産のプロセスに社會主義理論に於ける基本的社會福祉問題がとりあげられる。勞働者生活と勞働收益の關係、勞働權の保障、勞働關係の質的變化による勞働收益の合理的確保によつて福祉確保が實現される。社會主義的社會福祉理論を個人主義的な福祉觀、これと關連ある資本主義的福祉理論との對照に於て分析された教授は、今日の我々の福祉に關する社會理論を如何に展開すべきか、當面の課題であることを指摘される。(Pitt)

われ／＼の經過しつゝある社會體個の推移を一つの轉換期一

資本主義的經濟社會機構を現實の地盤としつゝ社會主義的經濟政策を一部に實現しようとしている過渡的社會形態として把握し、(Pitt)われわれにとつての民主主義革命の現實的特質を社會主義化に對する社會化 (socialization) にあるとされる。それを社會主義化への發展的・段階的特質に於て理解しつゝ、

まず主體的に把握された人間生活の社會化をめざし、その社會生活に於て健全なる社會人として生活していく上の障礙の軽減除去、個人の社會への調整、その體制内の社會的なる機關が民主化され、社會的諸力または資源 (community resources) の組織的な利用と機能化、人民の福祉確保組織及び管理機關の確立等として社會化による福祉實現の内容的技術發展がもたらされるのである。國家の行ひ人民の基本的人體——生活權擁護の體系——こゝろした國家が主體となつて行ひ社會福祉諸施策の他に、更に「社會化」の特質は、地方自治體、民間の團體、各種の社會福祉施設、機關、事業等が共同社會意識 (community consciousness) の昂揚と組織化によつて、その「社會的なるもの」の効果を十分に人民の福祉の確保と増強の線にそつて組織化する動きをさすのである。それが、社會福祉計劃 (welfare planning) をもたらし、立法化への方途ともなるのである。

教授は、こゝろした社會化を漸次に整備確立し、その民主化され、社會化の方向に組織化された基盤に於てなされる社會福祉實現への實踐をつねに強調されており、われわれの當面の福祉實現を嚮導する新鮮な理論構造として検討すべきであらう。こ

の福祉の「社會化」理論は、福祉の社會民主主義的理論として一應把握されるべきである (P86) として、今後の社會化そのものに關する理論の位置を指示されているのは興味ぶかいものがある。

(4) 社會福祉の歴史的研究は、現代の社會福祉政策の歴史としての制度、組織の個性的な歴史性を記述することであり、今後の發展性に連關を有するものである。(P74) 社會福祉制度の歴史的类型とその社會經濟史的把握、それは制度的特質としてその時代の「社會的なるもの」の在り方、經濟的社會構造の反映であつて一つのイデオロギー的存在であるとの立場をとられる。社會福祉制度の史的發展を「A. Weberの相互扶助型と政治的政策型に大別しこの类型的認識に並行して、これを社會經濟史的發展の段階に對應させ、その基本的な客觀的物的生産關係に相對化し、發展過程に於けるそれら類型の個性と特質を記述する一貫した方法によつて概括が試みられている。(P74) ギリシャ・ローマの古代國家救民の條件、更に、原始キリスト教の宗教的愛善類型 (Tribesbegleit)」、キリスト教徒または、キリスト教會に特有の行爲としての *caritas* の類型が詳細に記述されている。中世社會に於ける相互扶助とカリタスの救濟の構造を、中世の社會組織を封鎖的な自給自足經濟と位階的社會關係の *hierarchisch* な構成の分析に規定づけて扱われている。こうした中世的秩序の胎内に靜止的な教權支配のカリタスの愛善行爲——施設は、その果す役割に限界を有し、封建的

な鎖封經濟の崩壞による近代資本主義社會への社會變動の過程に、その宿命的な矛盾をばくろし、救濟法制度の創始と發展の史的段階が到來する (P83)

教授は、イギリスの救濟法制度の發展を、その初期より、資本の原始蓄積期——對極に勞働力の慘虐な創出——蓄積、それらの諸條件を背景にエリザベス救濟法制度、一七八二年ギルバート法以後の救濟策の概括がなされ、この救濟法 (Poor Law) を中心とする種々な社會的實驗の經驗とその失敗から一つの經驗的修正の蓄積として現代の社會福祉制度が成立したことを結論されるのである。

(5) 次に現代社會事業の成立と發展 (P107) についてイギリス産業革命期の條件をとりあげ、その社會的禍害の權相と、その原因を「自然的」なるものに法則づけようとするマルサスの精神の展相を分析し、現代社會福祉制度の成立と發展は、要救護性 (Jithbedürftis) の社會的性質を明かにすることによつて——マルサスの精神の克服救濟事業の限界認識——を經過して高次の近代社會事業と社會政策への分化的發展を前提としなくてはならなかつたと結論される。(P112) 産業革命の進行につれて、近代プロレタリアートとして創出——原始蓄積——擴大する社會層の勞働力販賣者としての生存は、種々の形に於ける要救護性 (個人或は家族が、自己の救助能力又は家族扶養能力を欠如、喪失または、微弱化するによつて彼らの肉體的乃至精神的な生活が順當に保證され得ない状態) に彩られた。要救

題人口は資本主義體制内に必然的に發生する恒在層であり豫備生産人口としての性能を有する。社會病理的な犯罪人口の急増も普遍的になつた。これに對する福祉活動はさうした要救護現象の社會的・機構的性格に對決するために、從來の前近代的方法策を脱皮しなくてはならなかつた。そこには未だカリタスの恣意的な事業形態が介在して、混交していたが、その近代的成立の動向を推進した要素として A 慈善の組織化運動 (Charity Organization Movement) B セットルメント運動と方面隣友運動、C 兒童保護運動と兒童福祉制度の三つの領域において、各國の運動傾向、組織内容の分析をおして紹介されてゐる。(PI13-PI31)更にこれら諸運動の思想的・制度的實踐的特質が現代社會事業の成立に強く作用した點を指摘されている。結局において、現代社會事業は、その發展經過として、プロレタリアートを中核層とする要救護者の集團的及び階級的特質の認識深化。ケース・ワーク等の處遇技術の發達。それらによつて要救護者の個人的條件を社會的・經濟的環境及構造に相對化して認識する過程と種々の社會福祉施設の機能整備によつて、救護効果の客觀的妥當性を獲得してゆく相關のうちに求められるのであらう。(PI33)

實際についても「そこに常に一つの根本問題、すなわち社會事業とは何かという疑問が去らず、この問題に答えるための社會科學的研究とそれによる理論的基礎付けの必要を痛感する」(傍點：小倉)といはれた基本的な本書執筆の動機につらなり、この立場は現代社會事業・社會政策・社會保障等の關係を分析される場合の特色ある研究方法となつてゐる)。その固有の救護機能と福祉機能の實踐理論上の關係。社會福祉という統一的な概念指定によつて統整される社會政策、社會事業、社會保障等に對する理論構成の論究がなされてゐる。

まず、「社會事業に於ける救護及び福祉の理論」(PI39)において、その實踐的體系の社會的機能に對する概念規定がなされてゐる。過去の社會事業理論の概念を紹介検討の後、社會事業は、社會政策及社會保障制度と一定の關係に立ちつゝ救護及社會福祉の制度及施設を通して國民の最低生活の維持及時代の文化理念及經濟的水準に對應する生活に對する基本的能力の保護、恢復、育成の諸活動を含む一つの實踐的體系である (PI40) といふ規定に到達されてゐる。そして、社會事業の固有な社會機能である「救護」の構造を要救護性の分析によつて發展的に把握し、社會事業の福祉理論として、救護と福祉の制度的統一、技術的な面の社會化、行政的整合等による社會福祉事業を一つの課題として現代社會事業の方向を位置づける。社會事業を生活力の微弱な國民に對してその時代の經濟的文化的水準以下にその消費最低度が沈下することを防止する保護的育成的



に、その實踐的、現實的効果と直結され社會保障の上位概念としてその制度化の指導理念となるのであろう。そのため教授がその資本家的社會保障が資本の價值法則の貫徹される態様によつて規定される限界をみとめながら、當面、われわれの社會福祉の實現にあつて、この福祉の社會化を組織的に國家責任において推進する統一的制度としての社會保障制度に、もつとも注目されているのは當然のことであらう。

(7) 本書の各論的部門である「生活保護と社會福祉」(P233)は、その理念、エングル法則を中心とする最低生活の意義と理論(P233)、社會扶助の基準と生活保護(P235)、具體的な生活保護の機關及び民生委員制度(P249)等によつて、國民の生存權、その權利の實現としての人民の生存權擁護の理論を解明し、更に、生活保護施設等の social agency の機能及び社會扶助に於ける民主主義原理(P233)が考察されている。福祉實現のための社會福祉計画との基本的な關連性が系統づけて展開されている。

兒童福祉論にあつては、兒童保護と就勞兒童問題として産業革命と兒童保護について、主としてイギリス及日本の産業革命期の蓄積な兒童勞働を分析し、近代兒童保護、就勞兒童保護の課題の所在を指摘される(P274)兒童福祉と兒童保護、兒童福祉法の諸問題、それらを社會福祉に係わらしめて兒童福祉の課題は現代家族生活の課題であり、社會の共同體的構造の課題であり、同時に産業社會と國民の經濟的文化的社會構造の課題で

あることを述べ、その方策として兒童の生活環境空間としての地域的共同社會 (community) の基礎的社會化によつてその福祉實現をはかることを強調されている。

醫療、保健福祉論は、疾病と經濟生活との關係 (P301)。醫療及び保健福祉事業の歴史的な發展過程の展望 (P309)。我國の社會事業的醫療事業 (P313)、醫療社會化と社會保險 (P317) 社會保障制度と醫療國營化の問題 (P321)。公衆衛生及び關係保健政策 (P323) 等について、統計的資料の驅使と一貫した視點によつて詳述され從來、技術論に終始することの多かつたこの領域に、新しい見解を導入し、今後の課題設定が數多くなされてゐる。

### III——社會福祉の現實的限界について——

教授は、結語 (P339) に於て、社會福祉に關する實踐的政策的原理を program として集約し、今後のあるべき理論と施策を指授しておられる。(1) 社會福祉政策の基礎的條件として人が人たるに假する最低生活の保障、生産的勞働力の擴大再生産と勞働不能國民の最低限度生活の保障の統一的推進。(2) 兒童、母子對策の強化 (3) 國家、社會責任による保健衛生の保障。(4) 階級差、社會的距離の壓縮のための經濟的福祉の確保。(5) 地域的共同的社會の組織化 (community organization)。(6) 廣義的社會福祉の政策體系内のそれぞれの分野と統整的上位概念たる「社會福祉」との機構的關連性の認識。狹義の社會



福祉政策の理論、政策體系の確立、以上がその要約である。

それぞれのプログラムは、實は、腐蝕——崩壊 (disintegration) を刻々に深めているわれわれの生活の現實に連やかな施策として具體化されねばならないものである。そうした腐蝕——崩壊現象とは、われわれの體制内に要救護現象として堆積されているものを指す。これはプログラムが指唆する (1) (3)

(4) 等に見られる積極的な國家責任によるブラッ的な保險・保障によつて福祉實現を展開する場合、その要救護現象は、巨大な死錘——制限的條件として働くことになる。たしかに要救護性に對する社會扶助によつて社會化された最低生活の保障基盤がなくては、社會政策的勞働生産力の保全——經濟的生產的なるものの育成はあり得ないのだ。一つの例として生産——勞働力人口の樣態をみても、われわれの福祉實現の課題がぶつゝかっている一つの限界のきびしさを痛感するのである。一九四九年平均で勞働力調査によるわが國就業者の條件は、週三十五時間未満の部分就業者數は八六一萬人に達し、週三十四時間以下の部分就業者と休業者とを合わせて潜在失業者とみなされるのであるが、年間の就業日數が副業を含めて一〇〇日に達しない者は、總人口の二二・五％、そのうち顯在失業者は四・五％と推定されている(政經調査月報十五號所收)。雇傭と賃金と生活水準の變動をみると、雇傭と失業の面では、一九四九年、二月から一二月までの間に約四十四萬人の常用勞働者が整理され、雇傭指數は一年間に工業で九・三％、鑛業で一〇・五％と激減し、求人

數は四〇％に減少したのに再來求職者の延數は一〇・五倍の激増となつている。また注目しなければならぬのは、家計困難にとともに非勞働力人口の勞働力化が一九四九年平均六二萬人と推定されている(勞働問題研究二五年六月「安定政策」)下の窮乏化の進展「大友福夫」(ミヅノ)等。そして勞働者の窮乏が、生活給より能率給の重視、安定政策下の中小企業の經營難、賃金運拂の慢性化、賃金切下、勞働時間、勞働日數、勞働災害を綜合してわかる勞働強化、家計面への物質變動による勞働者家計の相對的重壓として現象している。こうした斷片的なデータによつても伺えることは「日本では失業問題は働いている人間の貧窮の問題である」(近藤康男「日本に於ける失業問題の特質」勞働問題研究、二四年、四月、頁) という冷感な事實なのである。失業すれば、社會保險としての失業保險の不備により當然窮乏に陥没する。しかも就勞している人間が失業の結果する窮乏——要救護性に陥没している點に重大な福祉實現の障礙が存在する。社會扶助の對象人口は、失業人口、現代的貧困者、それらは、要救護者層として資本主義の絶對的普遍法則の下に増大し、あきらかに社會福祉の達成しうる効果を規定し、限界づけるのである。資本主義的社會福祉實現の限界を曝露するのがいかんともしがたい要救護層の相對的増大と社會的沈没の傾向である。福祉實現の現實的限界は、このわが國の資本主義的再編成のプロセスに、資本の運動法則に従屬する被救恤の窮乏 (pauperism) に陥没してゆく社會層の最と質に規定さ

れる。兒童、母性、乳幼児、老人の處遇も要救護性の中に嵌入して扱われているのが現状である。例えば教授が本書に於て引用されている Lewis Meriam: Relief and Social Security の言葉、「社會保障と救濟とはそれ自體何ら生産的計画ではなく、元來防止的計画である……」といわれるにしろ、保障の結實は生産的勞働力の擴大再生産として歸結されなくてはならぬであらう。社會保障制がその對象人口に巨大な質的にも問題性に充ちた要救護性による福祉侵害を有するとき、その効果は著るしく阻害され、その體制内の勞働能力と勞働意欲を有する人口の正常な生活保障に對する死重を増加するであらう。

「貧民とルンペン、プロレタリアとは資本主義の存立條件の一つであり、資本主義の發達に伴つて増大する……豫備軍が現役勞働大衆に比較して増大すればするほど、その最下層の貧困、窮乏、犯罪の層が増大する……それに伴つて勞働階級の苦惱者の層——官認の被救恤民も増大してくる」(ローザ・ルクセンブルグ・經濟學入門—佐野譯 P. 330—P. 340) という鐵則はわれわれの問題である。始に、社會政策の方策と社會事業の方策をわれわれの生活の周邊のみじかな展相の中にとらえ、教授の「社會福祉」によつて統一的な概念——視點と問題設定を得たわれわれは再び現實に還るとき、その混沌を整理しようと共に、一つの現實的な限界をも發見し更に高次の可能性の領域を望まねばならなくなる。ローザ・ルクセンブルグの描いてみせた矛盾——惡循環を斷絶することがそれである。

社會福祉の概念を歴史的・制度的な機制によつて規定するとき、窮乏の除去、緩和、生活の異常不調整の補修、更に社會生活の文化的健全な發展を助長する等の實踐的政策的概念を得たのであつた。教授も指摘されるとはり救濟、扶助といひ、保護、保險、保障といひそれが制度として何れも人間の最低生活の維持を基準とする消極的補修行爲であつて、あきらかに「福祉」といふ正數的理念に對して負數的行爲として現象している。ところが、我々の生活的現實のうちにみられる社會福祉の實態は、前述の要救護性に對するその消極的負數的補修行爲としての福祉實現さえ確保されていない現状である。生活保護法の適用運営面についてみても救濟にいとまのない實例が記録されている。新憲法の條文がうたい社會福祉が *Gliickseligkeit* として現實化しようとする生活の實質の安定、調和、人格の發展等々の實踐的構想は、放置し崩壊に委ねられた要救護現象の未解決と累増、勞働力政策の改悪による生産力破壊によつて、もつとも端初的な補修的福祉實現さえ困難をきわめ限界——隘路に逢着しているのである。「福祉」のプラス的な實現は、やはり、勞働全收權を前提として勞働能力者の社會保障は完全に必要勞働によつて行なはれ、勞働無能力者は剰余勞働に與つて負擔されてはじめて最低生活の保障が勞働力の正常な再生産をもたらしるのである。これをめざす方向は社會機構の改變である。われわれが直面している限界や隘路が急激な社會革命によつて打開されるといふよりなことを期待できる情況に置かれ

ていないのであるが、社會福祉を人民の現實的要求に應じたものとして獲得する場合の政治的・經濟的勢力關係について冷徹な認識と實踐が要求されるであらう。

これについては福祉國家の構造ということが一つの課題になるが、あの全國民を搖籃から墓場まで (from cradle to grave for entire nation) の保障はビヅアリツヂ社會保障計画としてイギリス労働黨政府によつて具體化されている點は參考になる。クリップス藏相の言葉によれば「その目指すところはすべての人に機會の均等が保障され、個人所得に大きな差別がなく、また民主的に統制された國家機構の中ですべての男女がよろこんで果せるような仕事が興えられ、さらに十分な恩澤にも浴せるというような幸福な國を創り出すことである。こうして生活を實現するには、完全準備が實現され産業活動に労働者が完全に參加することがどうしても必要である (一九五〇・四・一八、イギリス新年度國家豫算案説明・世界週報・二三號・一九五〇・P. 13) 」と述べているような明晰な意圖によつて計西經濟と自由な民主政治の結合を完徹すること。社會民主主義的な福祉國家の施策として運営されているのである。社會福祉が個人の善意や物的資源の提供で實現される領域はあまりにも弱い。國家權力のヘゲモニーによつて、その階級的な方關係によつて福祉實現が眞に人民の福祉として展開するか否かの歸結がもたらされる。社會福祉が政治的・經濟的壓力を要望することを中核として考えねばならない。特に社會的資源に乏しく、地

域共同社會自體が近代的分化のプロセスを未完成にしており、成員の意識も未だ社會的に開かれること少く、*「日本社會の家族的構成」*といわれるような條件に埋没するわが國の基礎は社會福祉の實現に阻害を與える。社會化 (socialization) についても、その方法としてのコンミュニティ・オーガニゼーションについても、あの共同募金の状態が示すよりないたの困難を有し、それによつて國家責任による機構的な社會福祉諸施策を支える民主的基盤を形成しえない限界がある。國家責任の轉嫁現象さえみられる仕末である。法制の面では始にあげた社會保障制度研究試案要綱、それに社會福祉事業基本法案 (一九五〇・六・一・厚生省社會局) が、ほねくみになつて今後の社會福祉が施策化される。最近の社會保障實現のための豫算措置にみられる社會福祉行政への壓迫、削減を考へても、内實をともしない機構の整備に終ることがあれば、ますます「われわれ」の生活をめぐる體制の矛盾と慘苦は深刻化するであらう。公共の福祉の名を借りて正當な労働者階級の基本的人權を彈壓しつゝ、生産擔當者層を窮乏化せしめ「鉛と鞭」の條件を再現して國民生活を要救護の暗黒に放置し崩壊させるような傾向に對しては、あらゆる民主的な方途をつくして反撃しなくてはならない。

社會福祉が單なる説明原理に止まるものではなく、客觀的な現實の生活の渦中から主體によつて望まれそして機構的な物的可能性を認識したりえの價值實現のための實踐的原理であることを確認しなくてはならない。また、階級的アンタゴニズムが

ていないのであるが、社會福祉を人民の現實的要求に應じたものとして獲得する場合の政治的・經濟的の力關係について冷徹な認識と實踐が要求されるであらう。

これについては福祉國家の構造といふことが一つの課題になるが、あの全國民を搖籃から墓場まで (from cradle to grave for entire nation) の保障はビザリツヂ社會保障計画としてイギリス労働黨政府によつて具體化されている點は參考になる。クリツプス藏相の言葉によれば「その目指すところはすべての人に機會の均等が保障され、個人所得に大きな差別がなく、また民主的に統制された國家機構の中ですべての男女がよろこんで果せるような仕事が與えられ、さらに十分な恩澤にも浴せるというような幸福な國を創り出すことである。こうした生活を實現するには、完全雇傭が實現され産業活動に勞働者が完全に參加することがどうしても必要である (一九五〇・四・一八、イギリス新年度國家豫算案説明・世界週報・二三號・一九五〇・P.121) と述べているような明晰な意圖によつて計画經濟と自由な民主政治の結合を完徹すること。社會民主主義的な福祉國家の施策として運営されているのである。社會福祉が個人の善意や物的資源の提供で實現される領域はあまりにも弱い。國家權力のヘゲモニーによつて、その階級的な力關係によつて福祉實現が眞に人民の福祉として展開するか否かの歸結がもたらされる。社會福祉が政治的・經濟的の配慮を強力に要望することを中核として考へねばならない。特に社會的資源に乏しく、地

## 社會福祉研究

域共同社會自體が近代的分化のプロセスを未完成にしており、成員の意識も未だ社會的に開かれること少く、「日本社會の家族的構成」といわれるような條件に埋没するわが國の基盤は社會福祉の實現に阻害を與える。社會化 (socialization) についても、その方法としてのコンミニュニティ・オーガニゼーションについても、あの共同募金の状態が示すよりないたの困難を有し、それによつて國家責任による機構的な社會福祉諸施策を支える民主的の基盤を形成しえない限界がある。國家責任の轉嫁現象さえみられる仕末である。法制の面では始にあげた社會保障制度研究試案要綱、それに社會福祉事業基本法案 (一九五〇・六・一・厚生省社會局) が、ほねぐみになつて今後の社會福祉が施策化される。最近の社會保障實現のための豫算措置にみられる社會福祉行政への壓迫、削減を考へても、内實をともしない機構の整備に終ることがあれば、ます／＼われ／＼の生活をめぐる體制の矛盾と慘苦は深刻化するであらう。公共の福祉の名を借りて正當な勞働者階級の基本的人權を彈壓しつゝ生産擔當者層を窮乏化せしめ「飢と饑」の條件を再現して國民生活を要救護の暗黒に放置し崩壊させるような傾向に對しては、あらゆる民主的な方途をつくして反撃しなくてはならない。

社會福祉が單なる説明原理に止まるものではなく、客觀的な現實の生活の渦中から主體によつて望まれそして機構的な物的可能性を認識したうへの價值實現のための實踐的原理であることを確認しなくてはならない。また、階級的アンタゴニズムが

尖鋭化している日本の現況にとつては、「社會福祉」こそ國家權力に對するあらゆる可能な人民の生活防衛、福祉確保のための強力なイデオロギー的武器としてとらえることも可能である。

教授が、「社會福祉研究」の結語に示された福祉の結論的プログラムの現實化こそ重要な課題であり、その現實のために、われわれはさらに社會福祉の理論を鋭く、完全なものにしなくてはならない。教授が本書に意圖された要點を十分に描きつくせなかつたことをおわびするとともに、未熟な早解を附加して混亂をきたした憾がある點も紹介を終るにあつておゆるしいただきたいと思ふ。

竹中勝男教授著「社會福祉研究」

關書院A5判 三四〇頁（一九五〇・一・一〇發行）

（一九五〇・八・三〇稿）